

# 参議院法務委員会会議録第十号

第四十回 昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十一時七分開会

## 委員の異動

本日委員秋山俊一郎君辞任につき、その補欠として近藤鶴代君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

### 委員長

松野 孝一君

### 理事

青田 源太郎君

### 委員

井川 伊平君  
亀田 得治君  
大谷 望潤君  
大川 光三君  
近藤 鶴代君  
野上 進君  
加瀬 完君  
高田 ほ子君  
赤松 常子君  
辻 武壽君

國務大臣	法務大臣	植木庚子郎君
政府委員	司法大臣官房	津田 実君
最高裁判所長	最高裁判所事務局長	大沢 一郎君
最高裁判所長	最高裁判所第一課長	石田 和外君
最高裁判所長	最高裁判所事務局長	桑原 正憲君

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。まず、商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、一昨日の委員会において提案理由の説明を聴取しておりますので、本日は上田民事局参事官より補足説明を聴取いたします。

○説明員(上田明信君) 商法の一部を改正する法律案の条文について、御説明申し上げます。

株式会社の計算規定で改正されましたが、改正する法律案の条文について、御説明申し上げます。

三百八十五条、第二百八十三条第一項、第二百八十五条ノ二か

○商法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

順序を追いまして、各項目ごとに該当条文を読み上げまして御説明申し上げることといたします。

まず、流動資産の評価について御説明申し上げます。これは第二百八十五条の規定でございます。現行法では、

申しあげます。これは第二百八十五条ノ二の規定でございます。現行法では、

流动資産の評価について、決算期における価額、いわゆる時価をこえることができないこととする時価以下主義の立場をとっているのであります。そのため、広く評価益の計上を認めることとなり、また恣意に多額の評価損を計上することも可能となる結果になつてゐるのであります。そこで、この法律

案においては、流动資産の評価は、原則として、取得価額または製作価額によることが実現しない利益によることとして、いまだ実現しない利益を算出する場合においては、原価を算出する場合を除き、時価による見込みがある場合を除き、時価を付さねばならないことにしました。

なお、同時に時価が取得価額または製作価額より低いときは、時価によるものとする低価主義をも認めたのであります。これは、低価主義が慣行として行なわれているからであります。したがって、流动資産の評価についても、時価を認めることになるわけでありま

す。

次に、固定資産の評価について御説明申し上げます。これは第二百八十五条の規定でございます。固定資産の評価については、現行法の解釈には疑義がありまして、見解が分かれてしまつています。そこで、この法律案では、会社の評価についても、原則として、取得価額または製作価額によることがあります。現行法では、社債の評価については、時価をこえることができないとき、取引所の相場のある社債については、その決算期前一月の平均価額をこえてはならないこととし

てあります。この法律案では、社債の評

価についても、原則として、取得価額によることにいたしました。たゞ、社

債の価額は、通常、償還期限が近づ

てありますから、取得価額と社債の金

ら第二百八十五条ノ七、第二百八十六条ノ二、第二百八十六条ノ三、第二百八十六条ノ五、第二百八十七条ノ二、第二百八十八条、第二百八十九条ノ二、第一項第三号、第二項、第二百九十条第一項、第二百九十三条ノ五であります。まず、株式会社の計算に関しまして、流动資産、固定資産、金銭債権、社債その他の債券、株式その他の出資及びのれんの各評価、並びに繰り延べ資産、準備金、引当金、利益の配当、財産目録及び付属明細書について、現行の規定を改め、または新たに規定を設けることにいたしました。なお、同じく物的会社である有限会社についてもこれらの規定を準用するのが適当でありますので、この法律案の附則で有限会社法の一部を改正して、そのことを規定いたしました。

以下説明の便宜上、必ずしも条文の順序を追いまして御説明申し上げることといたします。

まず、流動資産の評価について御説明申し上げます。これは第二百八十五条の規定でございます。現行法では、

申しあげます。これは第二百八十五条ノ二の規定でございます。現行法では、

申しあげます。これは第二百八十五条ノ五でございます。現行法では、社債の評価については、時価をこえることができないとき、取引所の相場のある社債については、その決算期前一月の平均価額をこえてはならないこととし

てあります。この法律案では、社債の評価についても、原則として、取得価額によることにいたしました。たゞ、社債の価額は、通常、償還期限が近づてありますから、取得価額と社債の金

額についても、原則として、取得価額によることにいたしました。たゞ、社

債の価額は、通常、償還期限が近づ

てありますから、取得価額と社債の金

額についても、原則として、取得価額によることにいたしました。たゞ、社

額が異なるときは、相当の増額または減額をすることができる点以外は、流動資産の評価と同様であります。取引所の相場のない社債の評価については、その時価が明らかでないので、取り立て不能のおそれがあるときは、金銭債権と同様、取り立てることができない見込み額を取得価額から減額しなければならないことにしました。なお、国債、地方債その他の債券、たとえば、電電債などの評価については、当然のことであります。社債の評価と同様にいたしました。

のれんは、財産としての価値があるのであるが、この法律案では、これを有償で譲り受け、または合併によつて取得した場合に限り、その取得価額を付すことができる」といたしました。みずから有償で創設したとき、あるいは無償で取得したときは、通常合理的な評価額を付することは困難であり、また、故意に評価する危険も多いので、これらの場合には、資産としての計上を認めないこととしたしました。なお、のれんは、資産としては、不確実なものでありますから、その取得後五年内に毎決算期において均等額以上を償却しなければならないものといったしました。

次に、繰り延べ資産について御説明申し上げます。これは第二百八十六条ノ二、第二百八十六条ノ三、第二百八十六条ノ五、第二百九十条第一項の規定であります。現行法では、繰り延べ資産として、設立費用、社債発行差金、建設利息及び新株発行費用の四種だけを資産として認めているにすぎませんが、現在の企業会計の理論上から、あるいは会計実務の必要から、繰り延べ資産の範囲を拡張すべきであるといふ要望が多くつたのであります。そこで、この法律案では、これらの要望にこたえまして、開業準備のために支出した金額、新製品または新技術の研究、新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のために支出した金額及び社債発行のためにはに支出した金額を貸借対照表の資産の部に計上することができるものといたしました。しかし、社債発行費用以外のこれらの費用を何らの制限なしに、資産とすることは、その金額が巨

額になることもあるので、不確実な巨額の資産を認めることが必要になります。また、会社が恣意に多額の繰り延べ資産を計上する危険もありますから、資本維持の原則との調整が必要になるのであります。そこで、これらの繰り延べ資産を計上することを認めるとともに、配当の制限をする規定を設けました。すなわち、これららの繰り延べ資産の合計額が資本準備金及び利益準備金の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配当可能利益の計算の上では、これを資産としないことにいたしました。さらに、この法律案では、これららの繰り延べ資産は、不確実な資産であるので、開業後またはその費用の支出後五年内に、毎決算期において、均等額以上を償却しなければならないものといたしました。また、社債発行費用は、新株発行費用に準じ、原則として、社債発行後三年内に、毎決算期において均等額以上を償却しなければならないものといたしました。

次に、準備金について御説明申し上げます。まず評価益についてであります。号の規定であります。現行法では、一営業年度における財産評価益よりその評価損を控除した額を資本準備金とし、資産に対する控除項目として配当を制限しておりますが、この法律案のもとにおいては、評価益は生じないことになるので、右の規定を整理したのであります。

合併差益についてでありますが、これは第二百八十八条ノ二第二項の規定であります。現行法では、合併により消滅した会社より承継した財産の価額が、その会社より承継した債務の額、

併後存続する会社の増加に支払った金額及び合併による資本の額または合併により設立した会社の資本の額をこえるときは、その超過額は、資本準備金となります。そのため、合併後は、利益準備金の積み立てが必要額の増加または任意準備金の減少を来ましたし、配当可能利益が減少することになります。そこで、この法律案では、この実際上の不都合を除くために、合併差益のうち、消滅会社の利益準備金及び任意準備金に相当する額は、これを資本準備金とせず、これを存続会社または新設会社の利益準備金または任意準備金とすることができる道を開いたのです。

当該事業年度に属し、その金額を見積もることができます。そのため、その負担が明確とは言えないのです。また、法律上債務でない見越し費用を負債とすることについては、理論上疑義がないわけではありません。しかし、会計の理論及び実際の面から、負債性引当金を認めるべきであるという要望が多いのです。そこで、この法律案では、この要望をいれ、特定の支出または損失に備えて引当金を貸借対照表上の負債として計上することができます。しかし、この引当金は、その範囲が広く、また経理操作に利用されやすい項目でもあるので、株主総会で計算書類の承認をする際に、引当金の目的を明らかにしておく必要上、その目的を明確に記載する必要があります。そこで、貸借対照表において明らかにしなければならないこととし、また、この引当金を目的外に使用するときは、損益計算書において、その理由を明らかにしなければならないことにいたしました。この引当金の項目は、株主の利益に関する事項でありますから、この項目の内容を株主に知らしめることによって株主の保護をはかる趣旨であります。

資産額から資本の額、その決算期までに積み立てられた資本準備金及び利益準備金の合計額並びにその決算期に積み立てなければならぬ利益準備金を説明いたしました繰り延べ資産を計算した場合の配当の制限の規定を加えたのであります。

次に、財産目録の除外について御説明申し上げます。これは第二百八十三条第一項の規定でございます。現行法では、財産目録を株主総会に提出してその承認を得なければならないことになつてますが、財産目録は、非常に大部なものであり、またこれを総会に提出させる実益が少ないので、この法律案では、財産目録を株主総会に提出すべき計算書類から除くことといたしました。しかし、財産目録を作成しなければならないことは、従前どおりであります。

次に、付属明細書の記載事項について御説明申し上げます。これは第二百九十三条ノ五でございます。現行法では、取締役及び監査役に対する報酬は、定款または株主総会の決議で定めることになっていますが、定款または株主総会で定められた報酬額の支払いに関する報告規定がないので、この法律案においては、これを付属明細表に記載せしめることにいたしました。

以上は、株式会社の計算に関する改正規定の説明であります。

以下、株式会社の計算に関する規定について御説明申し上げます。これ以外の部分について御説明申し上げます。

まず、合名会社の社員等の出資の登記について御説明申し上げます。これ

は第六十四条第一項第四号の規定であります。

及び合資会社の無限責任社員の出資の目的、その価格及び履行部分を登記事項としているが、これらの社員は、会社の債務につき連帯無限の責任を負うのみならず、出資の払い戻しも自由ができるのであるから、右の事項を登記する実益が乏しいので、この法律案においては、登記事項としないことにいたしました。

次に、合併財産目録等について御説明申し上げます。これは第九十九条の規定でございます。現行法では、合併または資本減少の決議後二週間に内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないことになっています。これは、債権者を保護するための規定と思われるのですが、二週間に内に作成することは事実上困難であり、また債権者には強力な異議を申し立てる権利があるので、この法律案においては、この作成義務を強制しないことにいたしました。

次に、合併等に対する異議申し出期間について御説明申し上げます。これは第百条第一項の規定であります。現行法では、合併または資本減少の場合における債権者の異議申し出期間は、二月を下ることを得ないとしていますが、二月以上というものは長きに過ぎるので、この法律案では、これを一ヶ月以上と改めることにいたしました。

次に、合名会社等の清算終了の登記について御説明申し上げます。第百十九条ノ二の規定であります。現行法では、合名会社及び合資会社の場合に、清算終了の登記をする規定がないから、登記簿上清算が結了しているかどうかが明らかでないので、

の法律案においては、清算結了の登記をするにいたしました。

次に、支店の所在地について御説明申し上げます。これは第百六十六条规定であります。現行法では、株式会社の支店の所在地は定款の記載事項となっていが妥当であると考えられるので、そのように改めたのであります。

次に、払い込みの取り扱い場所について御説明申し上げます。これは第百七十五条第二項第十号、第四項の規定であります。現行法では、株式の払い込みを取り扱うべき銀行または信託会社の払い込み取り扱いの場所は株式申込証の記載事項になつてゐるが、株式申込証に記載しない場合には、株式申込証の小型化に伴い取り扱いの場所を記載することが無理になつてきたので、これを改めることにし、この法律案においては、取り扱いの場所を文書化しなければならないことにいたしました。

次に、取締役等の登記について御説明申し上げます。これは第百八十八条第二項第七号、第八号の規定であります。現行法では、株式会社の代表取締役以外の取締役及び監査役についても、その氏名及び住所が登記事項になつてゐるが、この登記はさしたる実益がない。しかし、代表取締役以外の登記申請人の負担軽減のため、代表取

締役以外の取締役及び監査役について不明申し上げます。第二百二十四条ノ二の規定であります。現行法では、会社が株主または質権者に対してする通知または催告が株主または質権者の所在不明により長期間にわたって到達しない場合でも、通知または催告を省略することはできないことになっていて、ます。この法律案においては、株式事務の合理化の必要から、株主名簿に記載した株主または質権者の住所またはその者が会社に通知した住所にあてて発した通知及び催告が引き続き五年間到達しないときは、会社は、その者に対する通知及び催告をしないことができることとし、また配当金の支払いその他その者に対する会社の義務の履行の場所を会社の本店とすることにした。しかし、これがために、株主または質権者の権利 자체が消滅するわけではありません。

次に、新株の効力発生日について御説明申し上げます。これは第二百八十九条ノ九第一項、第二項の規定であります。現行法では、払い込みまたは現物出資の給付をした新株の引受人は、払込期日から株主となることになつているが、この「払込期日から」という意味について疑義があるので、これを「払込期日の翌日から」と改め、新株引受人が株主となる時期を明確にいたしました。

次に、社債の登記について御説明申し上げます。これは第三百五条、第三百四十一條ノ三、第三百四十一條ノ四の規定であります。転換社債以外の社

債の登記はしないものとしたが、その理由は、社債の登記をすることが会社及び登記所にとって非常に大きな負担となつてゐるにかわらず、実際上の必要性がさわめて乏しいからであります。

次に株式併合等の場合の株券提供期間について御説明申し上げます。これは第三百七十七条第一項の規定であります。株式の併合または分割の場合において、株券を会社に提出すべき期間は、現行法では三月以上となつてゐるが、長きに過ぎるので、一月以上ということに改めました。合併等に対する異議申立期間を短縮したのと同様の趣旨であります。

次に、合併の場合の貸借対照表の備え置きについて御説明申し上げます。これは第四百八条ノ二、第四百九十八条第一項第二十号の規定であります。

現行法では、合併契約書承認のため株主総会の決議に加わらうとする株主が、合併の相手方会社の貸借対照表を閲覧しようとしても、相手方会社の株主または債権者でなければ、相手方会社において閲覧することができないことになつてゐるので、自己の会社において、相手方会社の貸借対照表をも閲覧できるようにするため、合併当董事会は、合併契約書承認のための株主総会の会日の二週間前から相手方会社の貸借対照表をも本店に備えて置かなければならぬこととし、株主及び債権者は、その貸借対照表の閲覧及びその副本または抄本の交付を請求することができるにしたわけであります。なお、この規定に違反して貸借対照表を備え置かないときは、過料の罰則があります。

次に、その他の規定について御説明申し上げます。まず、第二百三十三条第三項、第二百三十四条の規定についてであります。合名会社及び合資会社の清算人の登記及び清算結了の登記の登記義務者は、非訟事件手続法で定めるところにしたための整理であります。

第一百四十三条については、合名会社の任意清算の場合に清算結了の登記に関する規定第二百十九条ノ二を設けたことに伴い、会社の帳簿及び清算に関する重要書類の保存期間の始期を清算結了の登記の後と改めたのであります。

以上のはが、この法律案で改正をした規定が若干ありますが、いずれも、以上で述べた改正に伴う条文の字句の整理でござります。

次に、附則について申し上げます。この法律は、あらかじめその内容を国民に十分周知させるとともに、施行前から新法に改めるための準備をする余裕をも与えておくことが望ましいので、第一条で、施行期日を昭和三十八年四月一日と定め、また、旧法から新法への移行を円滑にするため、第二条から第十二条までにおいて所要の経過規定を置いたのであります。

なお、この法律の施行の際現に存する株式会社の計算について、この法律の施行後直ちに改正法を適用することと、は、一定の手続を経て行なわれる会社の計算という事務の性質からみて適當ではないので、この法律の施行の際現に存する株式会社のこの法律の施行後最初に到来する決算期及びその以前の決算期に関する計算關係は、なお従前の例によることといたしました。したがつて、たとえば、決算期を三月末日と九月末日とする年二期の決算期の会社

社では、この法律の施行後最初に到来する決算期は昭和三十八年九月末日であります。が、この九月末日の決算期に關する計算についてはなお改正前の法律に従うこととなり、改正法の規定は昭和三十九年三月末の決算期に関する計算について適用されることとなるのであります。

第十三条から第四十九条までは、いざれも商法の改正に伴つて関係法律に必要な整理を加えたものであります。  
○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。本案に対する質疑は後日あらためて行なうこととし、本案については本日はこの程度にとどめます。

○委員長(松野孝一君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

去る三月一日に引き続き、質疑を続行いたします。ただいま出席中の当局側は、法務省津田司法法制調査部長、石田最高裁事務総長、最高裁桑原総務局長、長井総務局第一課長、市川家庭

○社説讀書 局長であります。御質疑のおありの方は順次御発言下さい。

人數を十五人増員しようとすると、それで十五人となりますが、さしあたり十五人という標準はどこからこれは割り出したのですか。

い点がございますわけでございます。  
で、三十七年度におきまして、判事十  
五人を増員いたすこととにいたしました

のは、本年度内における判事の欠員、それから今回増員になることになりました十五名、合わせて約五十七名になります。その五十七名

が、新しい年度に判事補から判事になります資格を取得いたす者の数と大体見合うことになりますので、そういう点を勘案いたしまして、十五名の増員ということにいたした次第でござい

○辻武蔵君 そうすると、この十五人  
はどういうふうに配分するわけですか。

○最高裁判所長官代理人(森原正憲君) 判事の増員を要求いたしました理由につきましては、全国の事件の輻湊いたしております八つの大都会の裁判所の

裁判官を充員するという計画のもとに、増員を要求して参った次第でございま  
す。この裁判官を、ただいま申し上げ  
ましたような八つの裁判所、すなわ

阪、神戸、広島、福岡、そういったような事件の輻湊しております裁判所に配置することによって、訴訟の迅速な処理とばかりいって、どううように考えて

○辻武蔵君 この表ですね、下級裁判所の裁判官の定員、現在員という表を見る限り、次員が非常によ多いんですね。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君)  
定員に比して現在員が少ない、すなわ  
ち、結局裁判官になる人が、定年退  
き、それともほかの原因ですか。  
これはどういう原因ですか。病気で欠  
員なのか、それとも給与が安いから

職、死亡その他によつて欠員を生ずるのに必ずしも見合はないといふ原因は、いろいろ考えられると思ふのでご

ざいますが、ただいま御指摘のございましたような俸給の点もござりますし、また、必ずしもそれだけに限らないで、裁判官を十分に充員いたします

ためには、勢いどうしても弁護士のほうから大せいの人に来ていただきたいことには、十分な充員ができないわけですが、ざいますけれども、これが必ずし

も十分に行なわれない。その原因としてたしましては、いろいろ考えられると思ひますけれども、自田職業でござります弁護士から裁判官になるというこ

れからまた、裁判官の仕事は、多年の修練を要しまして、相当技術的な面もあり多々あるわけでござりますので、そういつて云つて、半蔵二郎の裁判官

いた面において、手記から表半官になる候補者が少ないので、そういう各種の事情がからまつてくるというふうに考へるわけでござります。

○最高裁判所長官代理者(桑原正義君)  
判事になるのが少ない、それが一番の  
原因ですか、この判事が足りないとい  
う。

定員をわれわれが理想的だと考えておる数まで増加いたしました場合には、どうしても従来のような任命の給源形式からでは補充が困難なわけでござい

本国会で御審議いただいております臨  
理想的な定員というのに充足いたし  
ます。したがって、やかましく言われ  
ております法曹一元化というものが完  
全な形で実現されなければ、そういう  
考へるわけでございますが、ただいま

四



で勤務しても恩給年限に達しないために、弁護士としての今まで築いてきた地盤を失うということから考えまして、退官後の生活の不安というようなことも大きな原因になつておるわけだと思うのであります。これらの対策につきましては、たとえば人事交流に伴います転勤は、職業裁判官の制度をとる以上はどうしても避けがたいものでありますので、むしろ物的設備の方面からこれを解決すべく、宿舎の完備その他について鋭意努力を続けて参つておるわけでございます。そのほか、恩給・年金等の点につきましても特別的な措置を認めるかどうかというようない点について、なお検討すべき問題を含んでおると考へるわけでございます。たびたび申し上げるようでございますけれども、臨時司法制度調査会が発足いたした暁においては、こういつた根本的な問題について、総合的な立場から御検討をいたたくことだと存じておりますので、私たちもその点について大きな期待をつないでおるのでござります。

せまして増員すべき数、こういうう数と、現在補充を行ない得るすなわち判事の資格を取得することが予測し得る人数とが、大体見合うという点から考えまして、すなわち判事補から判事の資格を取得いたします者の数が五十七名というふうに予測されるわけでござります。そういたしますと、欠員の予想数が四十二名ということになりますので、それを差し引きますと十五名、この十五名を増員することによって、その増員分と欠員を予測される数との合計と、判事の資格を取得し得る判事補の数というものが、大体見合うとうことになるわけでございます。したがつて、判事の資格を取得する判事補が判事になれないというようなことはないわけでございます。

○高田なほ子君 あわせて伺うわけで  
すが、この司法修習生の卒業見込み、  
卒業者というのは、現状に合致しない  
い、下回っているという御説明があり  
ましたが、これも容易ならざる私は大  
問題だらうと思いますが、最高裁当局  
としては、今度調査会ができることに  
たいへんな期待をお持ちになつてい  
らっしゃるようですがれども、しかし  
現下の急務として、この司法修習生を  
より多く収容し得るような対策とい  
うものは早く講じておかなければならな  
い問題ではないでしょうか。これは、  
調査会の結論を待たなくとも、日本の  
裁判官が足りないというようなこと  
は、これは常識でわかつてゐる問題で  
す。常識でわからないというのは、政  
府当局です。政府当局がまごまごし  
ているから、こういうことになつてく  
る。あわせて、最高裁の主張もたいへ  
ん上品過ぎて弱かつたというようなこ  
とは、かねがね私残念に思つておる点  
でござりますが、本年度の司法修習生  
の応募状況というのはどういう状況で  
ござりますか。なおまた、本年度に收  
容し得る定員と応募者というものがど  
ういう関係に今なつてゐるのでしよう  
か。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君)  
裁判官のみならず、検察官、弁護士  
等、いわゆる法律実務家の数が、諸外国  
に比べまして、日本におきましては  
非常に少ない。でござりますから、そ  
の給源でございます司法修習生採用の  
数が多くなることは、われわれが相当  
期待しておる次第でございます。それ  
で、最近の経過を申しますと、司法修

習生の予算定数というものは漸次増加いたしました。それに伴いまして採用人員は昭和三十年度以降逐年増加して参りまして、特に、昭和三十三年度三百九十一名に対しまして、昭和三十五年度は三百十九名、同三十六年度は三百四十五名、同三十七年度は大体三百八十名採用を予定しておるわけでございまして、さような関係で逐年ふえておりますが、一方、司法修習生になり参りますが、御承知のように、いわゆる国家試験、司法科試験を受けるわけでございまして、これは法務省の御所管になりますが、御承知のように、いわゆる司法科試験の受験希望者も逐年ふえておりまして、昨年度あたりは約一万人足らずの志願者がありました。その中から試験をするわけでありますと、司験は法務省にございます司法試験管理委員会といふところで管理しておりますが、いわゆる学術その他の考試をする試験委員会といふのがあります。これがいわゆる試験委員でございますが、最近は八十名以上の試験委員がおります。その試験委員会の会議によりまして合格者数をきめるわけでありますが、いわゆる試験の成績その他によまりまして、なかなか思うような人数はとれない。私どもの気持から申しますと、試験の合格者を大体五百名ぐらいでありますので、私どもが希望いたしました、なかなかそれが早急には実現しない。しかしながら、先刻来御説明いたしましたような関係で、逐次修習生もふえてくる。それに伴つて、司法研修所の設備等も早急に整備していく

○高田なほ子君 この経過は大体わからず、つまりまして、法務委員会でも、司法試験がむづかし過ぎるのじやないかといふことで、だいぶ最近ではやさしくなつたというような——やさしくして、できるだけ合格のできるようにするといふべきだ。政府当局の御答弁をいただいてお聞きですが、お説のように、確かに合格者五百名ぐらいになつたら、この補給源についても相当の躍進をみるようと考えられるわけですが、しかしながら、質の悪い方をよけい入れても困る問題ですから、そこが若干いろいろ議論の余地もあるらうかと思ひますが、私は、この合格者五百名という最高裁出局の意見というものが早く実現できること、何をもつとしても、判事、事補、裁判官の待遇という問題はからんでおる問題ですから、これは政府当局、国会としても、十二分に配慮していかなければならぬ問題である、といふふう思つております。

従来これについて対策を何かお考えになつておられましたですか。  
○最高裁判所長官代理者(石田和外君) 恩給がつきますのは、いわゆる一般の公務員と同じ年限でつくわけでもないですが、たとえば弁護士等から相当年配の方が来られました場合、定年まで勤められましても恩給年限が来ないという事実がございますが、これは弁護士から裁判官を志望するという場合に、非常な障害になるわけであります。それで、まず手初めといいたしまして、最高裁判所の裁判官、これもなるべく弁護士会側から有能な方、優秀な方が来られることが期待されるわけですが、そういうことのためございますが、そういうことのためには、まず最高裁判所の裁判官に弁護士からなられた方に対しまして、いわゆる国務大臣はたしか七年か八年で恩給がつくような制度があつたと思いますけれども、最高裁判所の裁判官につきましても、同じような制度をやつてもうよう非常に希望したわけです。

しかし、最近は、それよりもむしろ、さような点を考えて、退職金を相当多く支給するようにするのも一つの方法ではないかというので、昨年度も、本

年度も、その予算化に相当努力したのでございますが、今のところは実を結んでございませんが、今のところは実を結んでおらないというのが現状であります。

○高田なほ子君 定年まで勤めて恩給に達されないという裁判官は、公証人等におなりになれば、月に数十万円も収入があるという、高額の収入の道もおりのようですから、御心配申し上げることもないと思いますけれども、しかしみんながみんなそなうるとは限らない。原則は、定年まで勤めて退職

する場合には、恩給がつかなければならぬ。教員の場合なんかは、これは話が横にそれのですけれども、教員の資格を持って三年勤めて、結婚した公務員と同様の年限でつくわけでもないですが、たとえば弁護士等から相当年配の方が来られました場合、定年まで勤められましても恩給年限が来ないという事実がございますが、これは弁護士から裁判官を志望するという場合に、非常な障害になるわけであります。それで、まず手初めといいたしまして、最高裁判所の裁判官、これもなるべく弁護士会側から有能な方、優秀な方が来られることが期待されるわけですが、そういうことのためには、まず最高裁判所の裁判官に弁護士からなられた方に対しまして、いわゆる国務大臣はたしか七年か八年で恩給がつくような制度があつたと思いますけれども、最高裁判所の裁判官につきましても、同じような制度をやつてもうよう非常に希望したわけです。

しかし、最近は、それよりもむしろ、さような点を考えて、退職金を相当多く支給するようにするのも一つの方法

ではないかというので、昨年度も、本年度も、その予算化に相当努力したのでございませんが、今のところは実を結んでおらないというのが現状であります。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) お尋ねの件は、この五年の年間と、五年の年月全部を通算するわけにはいかないけれども、五年の八掛とか、五年の七掛というものを恩給通算の中に入れる、そうして恩給の年限を是正して、弁護士から裁判官におなりにならるる例はあるわけなんです。したがつて、弁護士から裁判官におなりにならるるというのは、よほど決断を持つておなりになる方だらうと思ひますし、また当局としてもそのことをお望みになつておられる事だらうと思うのですが、現在の状況ではね。しかし、なかなかこれがお入りいただけないというふうに、非常に希望したわけです。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) お尋ねの件は、この五年の年間と、五年の年月全部を通算するわけにはいかないけれども、五年の八掛とか、五年の七掛けでござります。そのうち、今回手続を経まして、書記官に昇進し得る人間の数というものは、約二千七百名あるわけでござります。その後、今回のいわゆる組みかえにおきまして、約一千名、正確に申し上げますと、九百三十四名でございます。その後、今回手續を経まして、書記官に昇進し得る人間の数というものは、約二千三百一名といふことになります。約千名あるわけでござります。したがつて、今回の組みかえによりましても、なお千七百名ばかりの者が残るという計算になる次第でござります。

○高田なほ子君 千七百名の残余の中にはひとと御研究いただきたい問題だと思います。今の御説明でもいろいろわかりますけれども、下級裁判所の裁判官に適用しないような道といふものについては、弁護士をおやりになつた年月と、裁判官におなりになつた年月を周給通算の中に繰り入れる、こういうような考え方についても、これはひとつ御研究いただきたい問題だ

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) お尋ねの件は、この五年の年間と、五年の年月全部を通算するわけにはいかないけれども、五年の八掛けでござります。そのうち、今回手續を経まして、書記官に昇進し得る人間の数というものは、約二千三百一名といふことになります。約千名あるわけでござります。したがつて、今回の組みかえによりましても、なお千七百名ばかりの者が残るという計算になる次第でござります。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) お尋ねの件は、この五年の年間と、五年の年月全部を通算するわけにはいかないけれども、五年の八掛けでござります。それで、裁判所の運営していくのに必要な書記官の数を大体六千百七十五名ぐらいと裁判所

大体予算折衝をいたしましたときの私詳しい数字は私失念しておりますが、この点総長のお考えはいかがですか。この点総長のお考えはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) お尋ねの件は、この五年の年間と、五年の年月全部を通算するわけにはいかないけれども、五年の八掛けでござります。それで、裁判所の運営していくのに必要な書記官の数を大体六千百七十五名ぐらいと裁判所

の数を、各最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所等の単位で勘案して出した数字でありますけれども、これは大蔵省は必ずしもこれを認めてはおらないわけです。六千幾らから現在の書記官の定員を差し引きまして出した数が大体二千五百ぐらゐ。二千七百ぐらゐあれば、この組みかえをプラスすれば、書記官補の方々も喜び、かつ仕事に非常な効率を持つようになつた。この点たいへんに感謝しています。書記官補新規

官というものは今二千三百一名ほどあると私は記憶しておりますが、事務官所事務官に対しまして、裁判所書記官または書記官補の併任を命じておられます数が、たゞいま御指摘ございました千三百一人ということになつております。

○高田なほ子君 そんな少なんですか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) 六千百七十五名を増員要求したのじゃなく、全国の必要数を六千百七十五名と見まして、それで現在の定員数を抜きまして、その残りが二千七百、その

うち約千ばかり実現して、その残りが一千七百名と。今の全国の裁判を維持していくのに必要な書記官の数として六千百七十五名を出したました根据につきましては、ここにその当時の資料がございますので、お目にかけていいと思います。

○高田なほ子君 これも、時間を端折りましておりますから、質問を避けたいたいと思いますが、民事事件、刑事案件、家事事件、少年事件、交通事故、

こういうものの、三十四年度からどういうふうに増減されているかという数字をちょっと調べてもらつたのがありますけれども、ずいぶん民事、刑事すべての事件が激増の一途をたどっているようです。で、こういう激増の数字を見合つような算定をなさらない

○高田なほ子君 それでは、時間を使ひましたけれども、もちろん最近の事件増に対する六千百七十五

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) それでは、調査官補——調査官になれない者、そういう者は一体何人おられるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 現在、御承知のとおり、調査官になり

ますためには、調査官補の試験を受け

まして、その合格した者が、現地で調

査官の実務をやりました後に、一年間研修所に入らなければなりませんの

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) されましてから三年ないし四年ぐらい

それはそのとおりですか、この数字から割り出したものですか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) まあ将来のそのようなことまでは見通

さず、現在におきます裁判所の裁判主体、つまり、合議部が幾つ、単独部が

幾つというふうに、そういうものを基準にして出した数字であります。

○高田なほ子君 それも一理はあるかもれませんが、問題はこの事件数の離れてくるのじやないかという気が私はする。これは私のしろうと考えですから、あなたのようなくるうと考えとは若干違うのですけれども、どうもそ

こらは議論の余地のあるところではな

うかと思いますから、答弁を必要とい

たしません。

続いて、調査官の問題をちょっと伺わしてもいますが、この家庭裁判所調査官、これは六十六名が組みかえになつて、三十名が増員になつて、結局九十六名が増員になったという数字になつておるようですが、これはそのとなりでしようか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) そのとおりでございます。

○高田なほ子君 それでは、調査官補——調査官になれない者、そういう者は一体何人おられるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 現在、御承知のとおり、調査官になり

ますためには、調査官補の試験を受け

まして、その合格した者が、現地で調

査官の実務をやりました後に、一年間研修所に入らなければなりませんの

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) されましてから三年ないし四年ぐらい

それはそのとおりですか、この数字から割り出したものですか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) まあ将来のそのようなことまでは見通

さず、現在におきます裁判所の裁判主体、つまり、合議部が幾つ、単独部が

幾つというふうに、そういうものを基準にして出した数字であります。

○高田なほ子君 それも一理はあるかもれませんが、問題はこの事件数の離れてくるのじやないかという気が私はする。これは私のしろうと考えですから、あなたのようなくるうと考えとは若干違うのですけれども、どうもそ

判所というと、冷飯食いみたいに考えるのは、どういうわけですか。

○高田なほ子君 私はこの家庭裁判所の仕事といふものはたいへん大切な仕事だと思っておるわけなんですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 八十四名は、先ほほ田委員からお話をありました三十名の増員と、それから六十名の組みかえ、これが実現いたしましたと、その人たちは全部官になれ

ますと、その人たちは全部官になれ

るわけでございます。

○高田なほ子君 すると、官になれるというのは、いつからこれは官になれ

るわけですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 予算の関係で、増員の分は四月、それから組みかえは七月からということになつております。

○高田なほ子君 これは、八十四名の方も、すると七月から官になれるのですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) ちよつと、今私の申し上げましたのは逆でございまして、組みかえの分が四月からで、増員の分が七月から、こういうことになつております。

○高田なほ子君 すると、八十四名の方は、この七月から調査官としての待遇がちよんとされるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 墨田のほうに参りますのは成人の事犯で、その研修所を出ますと、大体採用されましてから三年ないし四年ぐらい

たちませんと、官になる資格を持ちま

せん。で、そういう資格を持つた者

と、それから、従来書記官とか、ある

いは事務官とか、そういう職について

おりながら、官の昇任試験というの

が——現在はやめておりますけれども、從来ございました、それを受かつた者がおるわけでございます。こういう者が官の資格を持つた者ということになりますが、これはほんとう

にあります。これが現在のところで

になりますが、これは現在のところでは約八十四名ぐらいおるわけでござい

ます。

○高田なほ子君 その資格を持つた者

が、当然その調査官になれるのに、な

くら組みかえになりましたものにつき

ましても、それ以後でなければ増員の

資格を与えることはできない、こうい

う趣旨でございます。

○高田なほ子君 私はこの家庭裁判所の仕事といふものはたいへん大切な仕事だと思っておるわけなんですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) どうも上層部の方では家庭裁判所のものについてあまり熱を入れないのじゃないかという節はあるのですね。まあそういうことを言うと怒られかもしれません、事実問題としてお尋ねいたしますが、昭和三十六年度

中に受理した交通違反事件といふのは、この間、私ども見に行きました墨田の裁判所で伺うと、一年に三十六万件だそうですね。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 御質問は少年事件のほうでござりますか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) いまして、何でもかんでも非行事実があれば全部参るわけでございまして、それは検察庁を通して来るものもあり

ますし、それから警察から直接検察庁を通さないで来るものもございます。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) そういう関係で、成人の場合で申しますと、警察で、非常に微罪であるといふことから無罪放免ということになるものもあるわけでござります。又検察

院で起訴猶予あるいは不起訴、こうい

う処分で裁判所に参らないものもあるわけでござります。そういうものが全

て、少年のほうは全部、東京で申

しますと東京の家庭裁判所でございま

すね。

○高田なほ子君 少年事件を含めて聞

いております。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 墨田のほうに参りますのは成人の事犯で、少年のほうは全部、東京で申

しますと東京の家庭裁判所でございま

すね。

○高田なほ子君 墨田のほうは交通事

件が三十六万件、これはまあ驚きまし

た。少年事件のほうは東京裁で十一

万件、それに対して調査官が十五名で

当たつてはられる。こういうことを伺つておるのですが、それはほんとう

でしようか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) お尋ねのとおりにやつて

います。

○高田なほ子君 東京家裁が三十六年

度中

に受

理

した

い

の

で

す

。

○高田なほ子君 東京の現在の少年事件の処理態勢は、二百九十六件、それから業務上の過失致死、同傷害事件が二千件、これを十

五名の調査官で担当をした。こういうことは最高裁の方は数字的に御存じになつておりますか。これはもう残酷物語ですよ。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) ○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 数字の点から申し上げますと、私どもいたしましては、非常に、御指摘のとおり、大へんなことだと考えてお

われでございます。

ただ御注意をいただきたいと申しますのは、家庭裁判所の少年事件もも

よりそうでございますけれども、一般に家庭裁判所へ参ります事件と申しますのは、これは一般の成人の場合と違います。何でもかんでも非行事実があれば全部参るわけでございまして、

それは検察庁を通して来るものもありますし、それから警察から直接検察庁を通さないで来るものもございます。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 調査官によると、件数は非常に多く、

うことから無罪放免ということになるものもあるわけでござります。又検察

院で起訴猶予あるいは不起訴、こうい

う処分で裁判所に参らないものもあるわけでござります。そういうものが全

て、少年のほうは全部、東京で申

しますと東京の家庭裁判所でございま

すね。

○高田なほ子君 いや、その定員で増員になりました分

は、その予算の始まります以後、それから組みかえになりましたものにつき

ましても、それ以後でなければ増員の

資格を与えることはできない、こうい

うのは、七月以前にもできるということですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) いや、その定員で増員になりました分

は、その予算の始まります以後、それから組みかえになりましたものにつき

ましても、それ以後でなければ増員の

資格を与えることはできない、こうい

うのは、七月以前にもできるということですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) いや、その定員で増員になりました分

は、その予算の始まります以後、それから組みかえになりましたものにつき



年によつては婦人のほうがバス率が高い場合もございます。

○赤松常子君 もう一つ。どうぞこの培養源と申しましようか、そういうところにも十分予算とそれから心つかいをしていただきたいと思うのでござりますが、今までいろいろ御質問の中で、非常に事務量が多いんですが、定員をふやすということに対するの監路といふのは、予算の面あるいは供給源の面とおっしゃいますが、そのどちらに大きな原因がござりますか。予算を要求してもその定員を満たすほど予算が取れないというふうに重点が置かれますか。人がないということになるのですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 先ほども申しましたように、私どもいたしましては調査官の増員を要求して、ほんとうにすべての事件がやれるという態勢の人をまあ充実していくため、こういう考え方でありますので、この官をやすめためには、どうしても先ほど事務総長から申しましたように、一定の資格を得た人、まあ研修と実務の修習、そういうものを経た一定の基準に合った人を充てる、こういうことを考えておりますので、無制限に多くの人を、定員を増員いたしましても、それに当てはめる人が得られない、こういう面がございます。そういう関係で本年も百名程度増員できればと、こ

ういうことであつたんだけれども、これが六十六名の振りかえと三十名の増員でちょうど百名くらい、こういう状態でございます。

○赤松常子君 どうぞこの点に関しても、私非常に婦人の人が関心を持つてやつていらっしゃいますから、そういう

う点、婦人の供給と申しましようか、採用と申しましようか、十分お気をもついておきます。

○委員長(松野孝一君) 他に御質疑ございませんか。——なければ、本案に對する質疑は終了したいと存じます

が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(松野孝一君) 御異議ない認め、さよう決定いたします。本案について一応この程度にとどめます。

○委員長(松野孝一君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本件について出席中の当局側は、法務省津田司法法調査部長、最高裁石田事務総長、桑原総務局長、長井総務局第一課長でございます。

これより質疑に入ります。御質疑の方は、順次御発言下さい。

○井川伊平君 ちょっと一、二点簡単にお伺いを申しますが、簡易裁判所を開庭することにさきのいすれかの国会できまつておるのかかわりませず、なお今日まで開庭しないでそのままになつておるものがあるかないか。あるとすればどこであるか、それをお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいままで開庭に至りません地域が全國で八ヵ所ある次第でござります。それを順次申し上げますと、婁崎簡易裁判所、これは甲府の管内でござります。それから東淀川、西成両簡易裁判所、これらは大阪地方裁判所の管

内でございます。それから灘、宝塚、これはいずれも神戸地方裁判所の管内でございます。それから柳生簡易裁判所、十津川簡易裁判所、いずれも奈良から最後に鹿野簡易裁判所、これは山口地方裁判所の管内でございます。

○伊川伊平君 開庭にきまつておりますが、その後長い月日そのままに未開庭にしておかれる理由はどこにあるのですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) いずれも開庭できません理由をいたしましては、適当な敷地がなくて庁舎の新築ができない、それからまた庁舎の借り上げ等も非常に困難な事情、そういった施設面の関係から開庭に至らない次第でございます。

○井川伊平君 今開庭に至らないところの地名を承りましたが、どう非常に大きな敷地の大都會とも考えられない、敷地が得られぬというようなことが、敷地をロハ、あるいはもつと安い価格で得ようとするような向きがあるから得られないものであります。言いかえれば、得ることの努力が足りないということになるんではありませんか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 後も得られないんじやないかと思ひます。同じような御努力では、つきましては、これは私も、調べりやわかることは、ただいま御指摘になりましたところございましようが、開庭にきまりますから今日までの期間、どのくらい期間を経過しているか、これをずっと大ざっぱなところで何年間といつてございましょうが、開庭にきまりますから、おつしやつてみて下さい。私が

から、おつしやつてみて下さい。私がわからないのです。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいままでに開庭に至りません地域の中には、ただいま申し上げましたように、大阪、神戸奈良等、比較的大きな都会の点もござりますし、それからまた柳生簡易裁判所とか、十津川簡易裁判所といふようなものは非常に僻地でござりますので、土地の関係が非常に狭いというふうな関係で敷地の入手困難、それからまた適当な建物を調達する

あるわけでございます。

○井川伊平君 そうしますと、土地の問題は、これは急に広くも狭くもある

御努力でその土地が求められぬという見込みがありませんから、今日までの努力は将来ないとするならば、開庭の見込みは将来ないとするならば、開庭の見込み

次第でござります。なお今後とも十分努力は続けて参りたいというふうに考えておる次第でござります。

○井川伊平君 今日まで努力なさったけれども土地を得られないんだとすれば、同じ努力を繰り返しても土地を今

後も得られないんじやないかと思ひます。同じような御努力では、つきましては、これは私も、調べりやわかることは、ただいま御指摘になりましたところございましようが、開庭にきまりますから今日までの期間、どのくらい

期間を経過しているか、これをずっと大ざっぱなところで何年間といつてございましようが、開庭にきまりますから、おつしやつてみて下さい。私が

から、おつしやつてみて下さい。私が

から、おつしやつてみて下さい。私が

すが、その後この建物が使えないなりましたので未開庭ということになったわけでございますが、これが二十四年の四月十一日以降開庭に至つております。

○井川伊平君 今承りますと、ずいぶん長い間御努力をなすったことになるわけですが、そういう努力をなすつて

も今日までには土地が得られないんだといふこととすれば、今後そういう同じ場所において土地を得るということは可能なんですか。わずかの、六ヶ月もや一年ならないざ知らず、長年月にわたりまして土地が得られないんだといつたような、そういう所であるとするならば、そういう所で開庭しようとした

ことがそもそもその間違いなんぢやないですか。いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 土地の入手困難、建物の調達困難といふ状況が相当長く続いておりますことは、ただいま御指摘になりましたところござります。したがいまして、尋ねておる次第でござります。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) は、ただいま御指摘になりましたところござります。したがいまして、尋ねておる次第でござります。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) は、ただいま御指摘になりましたところござります。したがいまして、尋ねておる次第でござります。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) は、ただいま御指摘になりましたところござります。したがいまして、尋ねておる次第でござります。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) は、ただいま御指摘になりましたところござります。したがいまして、尋ねておる次第でござります。

○最高級半官長官代理者(委嘱官)に至るま  
ただいま御指摘のような事情ではござ  
いませんので、要するに、土地を入手す  
ることが価格の点よりも、むしろ適  
当な敷地がないという関係が開庁に至  
りません大きな原因になつておる次第第

ある程度の勢いもあるわけなんですが、この点につきましては、最高裁判所とも連絡いたしまして、最高裁判所のほうの考え方の取りまとめも依頼してあるわけでございますが、いまだ

○政府委員(津田実君) ただいま御指摘の点はまことにごもっともな点でござりますが、未開局になつてゐる簡易も考えますが、いかがですか。

に考へておられるわけであります。が、この点につきましては、まだ最高裁判所当局と政府側とは意見の一致を見ていいな、い次第でございます。

現在災害関係で事務移転しておる簡易裁判所いたしましては、冒頭に申し上げました愛知横須賀簡易裁判所一力応ということになるわけでございま

現在災害関係で事務移転しておる簡易裁判所といったしましては、冒頭に申し上げました愛知横須賀簡易裁判所一ヵ所ということになるわけでございます。

○井川伊平君 適当な敷地がないから  
数年たつてもだめだといふんだとすれ  
でござります。

です。この未開院簡易裁判所の処理の問題は、それらの簡易裁判所の統合と申しますか、整理と申しますか、ある

問題、利不便というような問題については、かなり検討をいたしてあるわけあります。すでに、未開庁と申しま

かりましたから、私これ以上突っ込んで御質問しようとはしませんですけれどもですね、解決しようという熱意を持った方にはございませんが、私はこゝまことに

○井川伊平君 その簡易裁判所の災害  
はいつゝるあつたんでしたか。  
○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君)  
昭和二十九年十一月十九日ご了舎が頼

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君)  
敷地が造成されるということは、敷地  
は限られた土地でござりますので、新  
たな土地を見出すということについて  
は非常に困難であることは事実でござ  
いますけれども、われわれいたしま  
しては、先ほど来たびたび申し上げま  
すように、今後とも努力を続けて参り  
たいというふうに申し上げておる次第  
でございます。

うべき問題だというふうに考えておる  
次第でございます。

府、東淀川、西成については大阪、宝塚につきましては伊丹、灘につきましては神戸、柳生につきましては奈良、十津川につきましては五条、それから鹿野につきましては徳山というふうに事務移管されているわけであります。現在この事務移転によりましてどの程度の不便があるかという点につきましては、必ずしも絶対にこの不便を地方政府の方々が忍び得ないというような状況の方々が忍び得ないというような状況

ほどどなたかの御質問にもありましたように、簡易裁判所を軽視して、簡易裁判所のことだからといったことで今まで押しやつておられるところに、数年たちましてもこういう重要な問題が解決されない、こういうようにも考えられますので、こういう問題の解決に御熱意を持っていただきたいというふとを希望いたします。

次に、災害にかかりました裁判所で

○井川伊平君 そうしますと、そこには復旧工事をしようといふお考えは持つておられるのですね。あるいは、どうせ焼けたついでに場所を変えてどこかほかに持つていいこうといったよくなお考えですか。その地に復旧しようとお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 愛知横須賀簡易裁判所が、ただいま申し上げました灾害の結果、半田簡易裁判所に事務を多くまわして以来、也

○井川伊平君 もし敷地を求め、建物を建てるということが不可能であるといふ事実ならば、そういうものを、書類をすみのほうに押しやつておくといふのではなくし、法を改正して置かなければ、事務を整理していく賢明な方法ではござります。

うと存ずるのでありますね。なおこの法律ができるときに、今申したような所が、場所があるかないかということを事前に調べておらなかつたということも、その当時の扱い者としては手抜かりであろうが、今度はそういう場所も大体の見当をつけまして、ここなら進む事の方へ、うしろの場所へ、あ

ではないと、私どもは判断いたしておりま  
す。したがいまして、一応この裁判所——  
判所——もちろん簡易裁判所は、地方  
のすみすみにそれがあるのがよろしい  
わけでありますけれども、これらの裁  
判所における人員の配置の問題あるい  
はこれらの費用の問題等を勘案します  
て、これらは是れのものにつれては、必ず

事務の移転をしている。災害対応の復旧をしなければならぬ。こういうものが復旧されずして今日にあるものもあるわけですね、承ります。

○最高裁判所長官代理者(桑原正義君)

ただいま御指摘の簡易裁判所につきましては、名古屋の地方裁判所管内にござります受印賃貸などいう簡易裁判所

半所に事務を移転しまして以来、埠署等においてはそれほど不便は感じておられないような様子でございますが、ただいまのところ、この簡易裁判所を廃止するとか、あるいは他の所に移転するとかどうような具体的な点につきましては、まだ結論を得ていません。

○政府委員(津田実君)　ただいま最高裁判所から御説明申し上げました事情そのように法務省は承知しておるのでございますが、一般簡易裁判所につきまして、開設当時とかなり交通事情その他の都市の形成の状況等が変わつておりますので、簡易裁判所の再配置について是十分検討を要すると考えられております。それでございまして、数年来その検討を続けておるわけでございます。で

らためてこれを創設すべきところの場所を取りかかる。これくらいの努力ならば何年もからなくてできそうに思うのですが、必要なばやつたらよからうと思う。もし必要でないのならば、いろいろ体裁のいいようなことを言わないで、こんなものはやめてしまったほうがいいと思いますが、そういうことについて御決意があれば伺う。また、何かの決意を必要とする時

しもその場に設置しなければならぬと、いうこともないのではないかというふうに考えられるわけです。したがいまして、そういう問題は、現在開庁中の簡易裁判所についてもすでにあるわけですがございまして、年に非常にわずかな件数しか取り扱っていないような裁判所は相当全国にありますので、それらの問題と一括いたしまして考え、それでこの整備案と申しますか、再配置案として、

がございますが、これは斤舎が類焼いたしまして、その後建物の復旧が急速にできなかったために、昭和三十年一月一日以降、半田簡易裁判所に事務移転しているわけでございます。

そのほかに、昭和三十四年十月十六日以来、津の地方裁判所の管内にございます桑名簡易裁判所が台風の関係で、一時事務を他に移転しておりましたが、これは昨年の十二月三十一日限

○井川伊平君 災害がありまして数年たちまして、復旧するかせぬかの意見がきまらぬというようなことは、怠慢とは違います。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 最高裁判所所長官代理者としていたしましては、ただいまのところは他に移転するとか廃止するとかということを考えておりませんで、この地に復旧するということについて努力を払つておる次第でござります。

す。  
○井川伊平君 その点それで了承いたしましたが、次にもう一点だけお伺いいたしますが、土地の状況によりますて福岡簡易裁判所ほか五簡易裁判所の管轄区域を変更するということが問題になっておりますが、これは土地の状況ということは、一口に言えばどうしたことである。各個所につきまして大ざっぱな説明をしていただきたいといふことと、それから各それらについては地方住民の利害を考えておるかどうかという、これだけ確かめておきたいと思います。

○政府委員(津田実君) まず福岡簡易裁判所の管轄区域の一部を前原簡易裁判所に移す問題でございますが、福岡市に前原簡易裁判所の一部に属する字が合併をされましたわけでござります。そのため從来前原簡易裁判所の管轄区域が下級裁判所の法律によりまして福岡簡易裁判所に編入されておつたわけですが、ところが、交通の利便、距離の点から申しまして、前原簡易裁判所の管轄に移すほうが地元民にとって便利である。地元民もそのほうを要望しておりますので、これをもとより前原簡易裁判所の管轄に移すというのがこの第一点でござります。その次は長崎の管内におきますところの大瀬戸簡易裁判所と長崎簡易裁判所との間の管轄の変更であります。そこで合併いたしまして西彼村という村になつた。そいつを代

すと、この村の区域によりまして大瀬戸簡易裁判所と長崎簡易裁判所に分属するような形になるわけでござりますが、こういう事態は必ずしも地元の方々にとって便利でありませんので、いかに統合するというのが大体の建前になつておるわけでございます。と

ころが、新たにきました西彼村のいいろいろな各地域から考えますと、そ

の住民の方々の依存度は非常に長崎に大きいのであります、大瀬戸のほうにはほとんど依存度がないと言つても過言でないわけであります。したがいまして、旧大瀬戸簡易裁判所の管轄に属しております大串村の分も長崎簡易裁判所の管轄に入れるほうが相当であります。そこで御質疑をおきましてこの変更を行なうわけでございます。

それからその次は、高知県下にある赤岡簡易裁判所の管轄の変更であります。これは旧大宮町大字西又という区域が土佐山田町の区域に入りますために、その区域が從来赤岡簡易裁判所の管轄にあつたわけでござりますが、この土佐山田町の一部と

ともやつております。

○井川伊平君 たいへんけつこうでございませんか。——なければ、本案には、地方の方々の十分利便を考慮いたしましたし、意向を考慮いたしました。

○井川伊平君 先ほどお尋ねいたしました、こういうように管轄が変わることで、その関係する住民が不公平が非常になります。この点に関しまして質問は私はあ

れません。

○委員長(松野孝一君) 他に御質疑はございませんか。

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松野孝一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○井川伊平君 先ほどお尋ねいたしました、こういうように管轄が変わることで、その関係する住民が不公平が非常になります。この点に関しまして質問は私はあ

れません。

○井川伊平君 たいへんけつこうでございませんか。

○井川伊平君 それが、本案には、地方の方々の十分利便を考慮いたしましたし、意向を考慮いたしました。

○井川伊平君 まことに御質疑は終了したいと存じます。

○井川伊平君 ごぞいませんか。

表する方々に面接するというようなことをやつております。

○井川伊平君 たいへんけつこうでございませんか。

○井川伊平君 せられました当時に在所いたしておりました者が九百二十七名、その後移送された者が三百三十三名でございます。

○井川伊平君 その受刑をしておりました方々で、受刑中に病氣あるいはその他過失によりまして、なくなりました者が相当あろうかと思いますが、どのくらい受刑中になくなりまして家へ帰れなかつた、こういう者が何名ぐらゐありますか。

○井川伊平君 承つておきたいのですが、そういうとそれから高知簡易裁判所の管轄の変更であります。これは旧大宮町大字西又という区域が土佐山田町の区域に入りますために、その区域が從来赤岡簡易裁判所の管轄区域にあつたわけでござりますが、この土佐山田町の一部と

いたしまして、やはり高知簡易裁判所の管轄区域にするのが相当である。しかも、距離的に申ししましても、依存度

○井川伊平君 参考に聞くだけで……

○井川伊平君 これが、まず法務省といたしましては、出先の検察官がつこうでございますが、参考までに

○井川伊平君 いたしまして、ただいま出席中の政府側は、法務省の

○井川伊平君 の大沢矯正局長であります。

○井川伊平君 質疑のおありの方は、順次御発言下さい。

○委員長(松野孝一君) 次に、平和条

約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案を議題

いたします。

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○井川伊平君 ごぞいませんか。

○井川伊平君

に、外国で受刑している者が残つておるのではないか、こういう点はいかがでございましょう。

不明、不明者ということになつております  
まして、不明の者については調査して  
こちらに回答するということになつて

ないのでござります。その調査はむしろ外務省なりその他の省の所管ではないかと、かよう存する次第でござい

て、死刑執行場としての建物その他の器具等は全然現在のところ残つております。ただこの場所がそうだというふ

○政府委員(大沢一郎君) 関しまして御意見承ります。  
当たりました場所は、ちょうど刑務所

○政府委員(大沢一郎君) 本法の関係国だけでは、は、平和条約第十一條關係國だけではございまして、それらの国につきましては、連合国に対しまして、戰犯者名簿を法務省で当時の關係官から入手いたしまして、それとこちらに引き渡された者、また向こうで刑が終了して日本に帰された者等を調査いたしまして、法務省の書類審査におきましては、さうな該當者はいないという結論になりました。それに基づきましてさらにて、法務省の調査結果の確認を得てお

おります。中共関係につきましては、この条約の関係外でございまして、われわれといったしましては、本法についての該当者はいないわけでございますが、實際上まだ拘禁されている方もあるうと思いますが、法務省といたしますては、その数ないしは実情というごとにについてはつまびらかにできない状態でございます。

○井川伊平君 調べたことはないといふことですな。  
　　巣鴨の刑務所は、そうするとお客様がいないわけですが、お客様がない巣鴨はどういうような状態で保管されておりますか、お伺い申しております。

うに聞きましたて、現在その場所はそのまま保管してございます。なお、その慰靈のための場所に使いたいというような御希望も遺族の方等からも申し入れがございまして、われわれといたしましては、現在のところは拘置所の一部でございますので、御承知のように、東京拘置所の所在地が池袋の繁華街に近接した所でございまして、その移転が強く要望されておりますので、近いうちに移転をしなければならないような状況に立ち至るのではないかか

の一番すみでござります。道路に面した場所でござりますので、われわれといいたしましても、これが他に移転いたします場合は、遺族の方々、あるいはまた地元関係各位の御意見に従いまして、かかるべき方途でこれを保存していくことにつきまして協力することにやさかではございません。今お話を伺っておりますのは、ここに小公園等を設けるとか、あるいは慰靈碑を建てたいというような御希望も出ておるのでござりますので、移転の曉には、さような意見を伺いまして、また

ります。ただいまの調査結果では、さうに本法に基づきまして日本で終了するというような事態に立ち至るような対象者はいないという結論に達したわけでございます。

○井川伊平君 平和条約に關係のない共産圏関係につきまして、まだそれらの国で体刑の受刑を受けておる者があるかどうか。あるとすれば全部わかつておるのかどうか。全部わからぬとすれば、現在わかっている範囲でははどうか。こういうことを今度ひとつ伺いたい。

○政府委員(大沢一郎君) 法務省とい  
たしましては、その調査とかその他の  
できないという状況でございまして、  
おそらくまだおられるだらうというこ  
とは想像にかたくないところでござい  
ますが、本法関係外でございまして、  
なおかつ外国のこととございまするの  
で、法務省としては調査をつまびらか  
にすることができないという状態でござ  
います。

○井川伊平君 法務省として調査がで  
きないということは私納得しにくいの  
で、

○井川伊平君 東京裁判で絞首台でなくなられました方々ですね、その執行されました場所等の保管は、何か日本国民として記念をすべきような形態において保存されておるものか。そうでない、ただの死刑の執行した場所だというような取り扱いをしおるのか。そういう点につきまして詳細な実情のお話、それから今後、もしそれらについての何かの考え方があるとすれば、あわせて承っておきたいと思います。

○政府委員(大沢一郎君) 極東軍事裁判

○井川伊平君 今のあなたのお話、私もよく了解いたしましたが、そういう点について、巣鴨の刑務所を中心として、十分協議の上で妥当な措置を講じたい、かように考えておるわけでございます。まだこれをどうしようかなどいふことは、決定いたしておりませぬ。

関係当局とも協議いたしまして、法務省としてもできるだけの御協力をいたしたいと存じておる次第でござります。

○政府委員(大沢一郎君)　目下条約あるいは共同宣言等の協定についておりませんが、中国の共産圏区域だと存する次第でございます。ソビエト関係につきましては、日ソ共同宣言によりまして、戦犯者は全部釈放されるという協定ができて、すべて釈放せられてきているのでござります。ただしかし、日本の調査と食い違う点がございまして、それらの点は向こうとしては行方

○政府委員(大沢一郎君) 現在中共等におられる方の問題につきましては、いわゆる法務省の所管の平和条約第十三条による戦犯者、厳密に申しますれば、この条約による戦犯者ではございませんが、そのくらいのことなら別に問題はないのです。それで、それくらいの調査は簡単に私はできるのではないかと思ひますが、そういうことを試みたことがないのです。

半所で死刑の言い渡しを受けられましたの方々の死刑はあの中で執行されたと聞いておるのでございまして、われわれの想像いたしますところの場所も大体推定はついておりまして、現在、拘置所の敷地内の一部でございます。引き渡しを受けました際の状態そのままで、もちろん清掃も十分いたしましたので、一部でございますので、そのまま現場は保管されておるわけでございまして。しかしながら現場を見て参りまし

ではしいとかなんとかいろいろな具體的ないろいろの請願、お願いですね、そういうものがあるかどうか。それから死刑を執行されました遺族の方のお話も今ございましたが、それらの意向を取り入れて、巣鴨刑務所が他に移りました跡に、何か記念すべきそこに設備を作り得るような状態のもとにありますかどうか、またそういうことに置いて適當と思われるような何かお考えを持つておるのかどうか、こういう点に

をもちまして、今申したような御意見を実行しようとして、処分のときがござらざらと、めんどうくさいから早くから処理してしまおうといったようなことを、悔いをあとに残すおそれなしとは限らぬと存じますが、今申したような、取り扱った後の処置はどうなるのかということがあわせまして、そして、今あなたの申されましたような御熱意を、あの仕事として残しておく。そういうような御熱意、もう一度確かめ

ておきたいと存じます。

○政府委員(大沢一郎君) 他に刑務所が移りました場合は、国有財産でござりますので、大蔵省に当然引き継ぎになると考えます。しかし、現在われわれといたしまして、その今の拘置所を移す地所につきましては、東京都あるいは首都圈整備委員会等にお願いいたしまして、拘置所移転先の敷地のあつせんをお願いしております。このあとどの敷地の利用につきましては、当然東京都ないしは首都圈整備委員会等の御指示があることと存じます。しかし、最終決定は大蔵省の管財関係の處になると思いますが、われわれといたしましては、遺族の方々からかような強い悲願に似た御希望のあることは十分関係機関に伝えたいと存じております。

○赤松常子君 ちょっと関連いたしまして。収容された方で仮出所なされた方々もおると思うのですが、そういう方々の刑期は全部終わっているわけでございますか。

○政府委員(大沢一郎君) 仮出所された方々につきましては、この法律で保護観察に付するということになつておつたわけでございますが、昭和三十三年十二月二十九日、アメリカの関係の戦犯者を最後といたしまして、すべてその日をもって刑を終了する。つまり、その日限りの減刑ということになりました、殘刑がなくなつたわけでござります。したがつて、保護観察もなくなりますし、取り消しによって再び収容するということもなくなつたわけでございます。

○委員長(松野孝一君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は次回に続行することとし、本案については、

本日はこの程度にとどめます。

速記をやめて。  
〔速記中止〕

○委員長(松野孝一君) 速記を始め

○青田源太郎君 私は自民党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表す者であります。

○青田源太郎君 私は自民党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表す者であります。

次回は三月十三日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

○委員長(松野孝一君) ただいま委員の異動がございました。三月八日付秋山俊一郎君辞任、近藤鶴代君選任、以上でございます。

○委員長(松野孝一君)

次に、裁判所

○委員長(松野孝一君) 職員定員法の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

○委員長(松野孝一君) 本案については先刻質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員長(松野孝一君) 次に、裁判所職員定員法について、条件をつけております定員法について、条件をつけて賛成の意見を述べたいと思ひます。

○委員長(松野孝一君) 本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたしま

実かつ迅速な定員の増、これを条件といたします。

○青田源太郎君 私は自民党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表す者であります。

○青田源太郎君 私は自民党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表す者であります。

○青田源太郎君 私は自民党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表す者であります。

○青田源太郎君 私は自民党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表す者であります。



昭和三十七年三月十四日印刷

昭和三十七年三月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局